

# 令和3年第1回区議会定例会

## 議案説明資料

※議案第25号については資料なし

(議案第2号)

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、令和2年10月23日に「職員の給与に関する報告及び勧告」を、同年12月3日に「職員の給与等に関する報告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の特別給の年間支給月数が民間の特別給を0.05月分上回っていることから、年間の支給月数を0.05月引き下げ、4.60月とするものであった。一方で、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を157円、率で0.04%上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わないことが適当であるとの報告がなされた。

区では、こうした状況を踏まえて、令和2年12月15日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、本年1月5日に答申がなされた。

答申の内容は、特別区人事委員会の勧告等の内容及び区の財政状況を総合的に考え合わせた結果、職員と同様、区長等の給料月額及び議員報酬月額の改定は行わず、期末手当の支給月数を0.05月引き下げることが妥当である、とするものである。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の期末手当を答申どおり改定することとした。

このことに伴い、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。なお、関連する4件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、年間の支給月数を4.08月とするとともに、区議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、年間の支給月数を3.83月とする。(杉並区長等の給与等に関する条例第5条、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第8条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第8条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第4条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

## (議案第3号)

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区では、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌すること等により、条例で定めているところである。

このたび、基準省令の一部が改正され、感染症が発生し、又はまん延しないように、その予防及びまん延の防止のための指針を整備すること等とするほか、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための指針を整備すること等とされた。

このことに伴い、基準省令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。なお、関連する4件の条例を条建てで改正することとする。

### <改正の概要>

1 第1条による杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正

(1) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じなければならないこと等とする。(第1章)

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、感染症が発生し、又はまん延しないように、その予防及びまん延の防止のための指針を整備すること等とするほか、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための指針を整備すること等とするとともに、協議会等の会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができること等とする。(第2章)

(3) その他の地域密着型サービスについて、前記(2)と同様の改正を行うこと等とする。(第3章から第9章まで)

(4) 作成、保存等を書面で行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができること等とする。(改正後の第10章)

2 第2条による杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

(1) 介護予防認知症対応型通所介護その他の地域密着型介護予防サービスについて、前記1(1)及び(2)と同様の改正を行うこと等とする。(第1章から第4章まで)

(2) 前記1(4)と同様の改正を行う。(改正後の第5章)

3 第3条による杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正

(1) 介護予防支援について、前記1(1)及び(2)と同様の改正を行うこと等とする。(第1章、第3章及び第4章)

(2) 前記1(4)と同様の改正を行う。(改正後の第6章)

4 第4条による杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の一部改正

(1) 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができること等とする。(第2章並びに附則第2項及び第3項)

(2) 居宅介護支援について、前記1(1)及び(2)と同様の改正を行うこと等とする。(第1章及び第3章)

(3) 前記1(4)と同様の改正を行う。(改正後の第5章)

#### <実施の時期等>

1 令和3年4月1日等から施行する。(附則第1条)

2 必要な経過措置を定める。(附則第2条から第9条まで)

(議案第4号)

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

令和元年、子ども・子育て支援法の一部が改正され、内閣府令で定める基準を満たす一定の認可外保育施設等について、区市町村は、施設等利用費を支給することとされた。

この改正の経過措置として、法の施行日から5年間は、内閣府令で定める基準を満たさない認可外保育施設についても、施設等利用費の支給の対象となることとされたところ、区市町村は、条例で定めるところにより、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において条例で定める基準を満たす認可外保育施設に限り、施設等利用費を支給することができることとされた。

そこで、区では、内閣府令で定める基準と同様の基準を定める条例を制定し、当該基準を満たす認可外保育施設に限り、施設等利用費を支給することとしたところである。

このたび、当該内閣府令の一部が改正され、安全確保のため、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること、事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること等とされたことに伴い、内閣府令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 1日に保育する子どもの数が6人以上の認可外保育施設について、その数が19人以下の施設においては複数の子どもを保育する時間帯等以外の時間帯で安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限って保育に従事する者の数を1人以上とすることができること等とするほか、安全確保のため、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること、事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること等とする。(第3条第1号)
- 2 1日に保育する子どもの数が5人以下の認可外保育施設について、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、保育に従事する者の数を子ども5人につき1人以上とすることができることを明確化すること等とするほか、前記1と同様に安全確保のための基準を定めること等とする。(第3条第2号)

- 3 居宅訪問型保育事業を行う認可外保育施設について、防災上必要な措置を講じていること等とするほか、前記1と同様に安全確保のための基準を定めること等とする。  
(第3条第3号及び第4号)

<実施の時期>

公布の日

(議案第5号)

## 杉並区立公園条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

杉並区立上ノ台児童遊園については、土地を借り受けて設置してきたところであるが、区においては、この土地を取得し、都市公園として設置することとした。

このことに伴い、上ノ台児童遊園を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

上ノ台児童遊園に係る規定を削除する。(別表第1)

### <その他>

都市公園の設置に関しては、杉並区立公園条例第3条第1項の規定に基づき、告示を行う。

### <実施の時期>

令和3年4月1日

(議案第6号)

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区公益財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

杉並区交流協会は、在住外国人の支援に関する事業、国内外の自治体交流の促進に関する事業等を実施しているところ、今後の事業の更なる推進等を図るため、令和3年4月に一般財団法人化することとしたところである。

このたび、区は、その業務が区と密接な関連を有することから、一般財団法人杉並区交流協会に人的援助を行うこととするとともに、運営の安定に資するため、同協会を助成の対象とすることとした。

このことに伴い、同協会を職員を派遣することができる団体とする等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正

任命権者が職員を派遣することができる団体に「一般財団法人杉並区交流協会」を加えることとする。(第2条)

2 第2条による杉並区公益財団法人に対する助成に関する条例の一部改正

区が助成を行う法人に「一般財団法人杉並区交流協会」を加えること等とする。  
(題名、第1条及び第2条)

<実施の時期>

令和3年4月1日

(議案第7号)

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、旧阿佐谷けやき公園プールの敷地を活用し、杉並区立阿佐谷地域区民センター及び杉並区立阿佐谷児童館を移転するとともに、立体都市公園制度を活用して当該施設の屋上部分に公園を整備することとした。

また、当該施設及びこれまで阿佐谷地域区民センターと併せて業務委託を行っていた杉並区立梅里区民集会所について、今後の運営形態を検討した結果、より一体的かつ効率的・効果的に管理・運営を行うため、阿佐谷地域区民センター及び梅里区民集会所に指定管理者制度を導入することとした。

このことに伴い、阿佐谷地域区民センターの位置を変更するとともに、利用料金を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

【阿佐谷地域区民センター】

位置	杉並区阿佐谷北一丁目1番1号 (阿佐谷児童館及び阿佐谷けやき公園と併設)
敷地面積	3,882.22㎡
建築面積	1,545.35㎡
延床面積	4,976.70㎡のうち、 阿佐谷地域区民センター部分4,114.78㎡
構造	鉄筋コンクリート造、一部アルミニウム合金造 地下1階、地上3階建て (アルミニウム合金造は、ベビーカー置場)
施設内容	談話コーナー、集会室、和室等

<改正の概要>

- 1 阿佐谷地域区民センターの位置を「杉並区阿佐谷南一丁目47番17号」から「杉並区阿佐谷北一丁目1番1号」に改める。(別表第1)
- 2 阿佐谷地域区民センター及び梅里区民集会所の使用料に係る規定を削除し、利用料金を定める。(別表第2及び別表第3)

<実施の時期等>

- 1 令和4年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。（附則第2項及び第3項）

(議案第 8 号)

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設を整備することとしている。

このたび、この計画に基づき、新たな地域コミュニティ施設として、杉並区立コミュニティふらっと成田を設置することとしたことに伴い、その名称及び位置等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区成田西一丁目 28 番 18 号 (成田保育園と併設)
敷地面積	1,719.40 m <sup>2</sup>
建築面積	612.32 m <sup>2</sup>
延床面積	1,389.29 m <sup>2</sup> のうち、 コミュニティふらっと成田部分 512.28 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建て
施設内容	地下1階 玄関ラウンジ、集会室、多目的室等

<改正の概要>

- 1 コミュニティふらっと成田の設置に伴い、その名称及び位置を定める。  
(別表第1)
- 2 コミュニティふらっと成田の施設及びその使用料を定める。(別表第2)

<実施の時期等>

- 1 令和4年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項)
- 3 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部改正(附則第3項)

ゆうゆう浜田山館に係る規定を削除する。（別表第1）

4 杉並区行政財産使用料条例の一部改正（附則第4項）

成田会議室及びゆうゆう浜田山館の目的外使用料に係る規定を削除する。

（別表第2）

(議案第9号)

杉並区事務手数料条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、未婚のひとり親のうち寡婦又は寡夫とみなした場合に住民税が課税されないこととなる者を、地域生活支援事業に係る地域生活支援手数料及び保育料において、住民税が非課税となる寡婦又は寡夫と同様に扱うこと等としている。

このたび、地方税法の一部が改正され、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有するひとり親であって、前年の合計所得金額が135万円以下の者を住民税の人的非課税措置の対象とすること等とされた。

このことに伴い、未婚のひとり親のみなし寡婦(夫)適用に係る規定を削除する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区事務手数料条例の一部改正

未婚のひとり親のみなし寡婦(夫)適用に係る規定を削除する。(別表第1の2の項)

2 第2条による杉並区保育料等に関する条例の一部改正

前記1と同様の改正を行う。(別表)

<実施の時期等>

1 公布の日から施行する。(附則第1項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第2項及び第3項)

(議案第10号)

## 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区は、区内に住所を有する65歳以上の第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間における保険料について、今後3年間の人口推計や保険給付の見込み、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響等を勘案し、その額を据え置くこととした。

また、所得税法及び地方税法等の一部が改正され、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げること等とされたところ、これにより介護保険料等の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように介護保険法施行令の一部が改正された。

このことに伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定の特例を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

- 1 令和3年度から令和5年度までの保険料率を据え置くこととするほか、第7段階及び第8段階の基準所得金額をそれぞれ210万円及び320万円に引き上げること等とする。(第13条)
- 2 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定について、第6段階から第14段階までの区分の基準となる合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除することとする。(附則第11条)

### <実施の時期等>

- 1 令和3年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第 1 1 号)

## 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区は、食品衛生法等に基づき、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者の当該営業の許可の申請に対する審査を行い、公衆衛生の見地から必要な基準に合うと認めるときは、当該営業の許可をすること等としているところである。

このたび、食品衛生法等の一部が改正され、営業許可業種の見直しが行われること等とされた。

また、区は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等に関して、床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満の非住宅部分等については同額の手数料を徴収することとしているところ、1, 0 0 0 平方メートル未満のもの着工割合が著しく大きいこと等から、当該非住宅部分等に係る手数料額の区分を分割すること等とした。

これらのことに伴い、見直し後の営業許可業種に係る営業許可申請手数料等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

- 1 見直し後の営業許可業種に係る営業許可申請手数料等を定める。(別表第 1 の 2 3 の項から 5 4 の項まで)
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を徴収する非住宅部分等に係る床面積の区分を分割するとともに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正等に伴う規定の整備を行う。(別表 1 の 1 2 3 の 6 の項、1 2 3 の 7 の項、1 2 3 の 8 の 2 の項から 1 2 3 の 1 1 の項まで及び備考)
- 3 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の一部改正に伴う規定の整備を行う。(別表第 1 の 6 4 の項、6 5 の項、6 5 の 3 の項、6 5 の 6 の項及び 6 5 の 7 の項)

<実施の時期等>

- 1 令和3年6月1日から施行する。ただし、前記2については同年4月1日から、前記3については同年8月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項及び第3項）

(議案第 1 2 号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、杉並区立成田西子供園移転後の跡地に杉並区立成田保育園を移転することとした。

このことに伴い、成田保育園の位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区成田西一丁目 2 8 番 1 8 号 (コミュニティふらっと成田と併設)
敷地面積	1,719.40 m <sup>2</sup>
建築面積	612.32 m <sup>2</sup>
延床面積	1,389.29 m <sup>2</sup> のうち、成田保育園部分 877.01 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建て
施設内容	1歳～5歳児室、調理室、事務室、トイレ、園庭等

<改正の概要>

成田保育園の位置を「杉並区成田東二丁目 1 6 番 5 号」から「杉並区成田西一丁目 2 8 番 1 8 号」に改める。(第 1 条)

<実施の時期>

令和 4 年 3 月 2 2 日

(議案第 13 号)

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、旧阿佐谷けやき公園プールの敷地を活用し、杉並区立阿佐谷児童館を移転することとした。

このことに伴い、阿佐谷児童館の位置を変更する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区阿佐谷北一丁目1番1号 (阿佐谷地域区民センター及び阿佐谷けやき公園と併設)
敷地面積	3,882.22 m <sup>2</sup>
建築面積	1,545.35 m <sup>2</sup>
延床面積	4,976.70 m <sup>2</sup> のうち、 阿佐谷児童館部分 646.29 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造、一部アルミニウム合金造 地下1階、地上3階建て (アルミニウム合金造は、ベビーカー置場)
施設内容	1階 遊戯室、育成室、幼児コーナー、乳児コーナー等

<改正の概要>

阿佐谷児童館の位置を「杉並区阿佐谷北一丁目6番14号」から「杉並区阿佐谷北一丁目1番1号」に改める。(別表2)

<実施の時期等>

- 1 令和4年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第2項)  
阿佐谷児童館の目的外使用料に係る規定を削除する。(別表第2)

(議案第 1 4 号)

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

南阿佐ヶ谷駅周辺において自転車駐車場を設置し運営していた事業者から、令和 2 年 1 2 月をもって当該自転車駐車場を廃止する旨の申出があった。

同駅周辺の区立自転車駐車場は、区内の中でも高い利用率となっていることから、区は、これまで利用していた区民等の駐車スペースの確保を図るため、廃止後の自転車駐車場を所有者から賃借し、区立自転車駐車場として整備することとした。

このことに伴い、自転車駐車場 1 箇所の名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称及び位置	規模	構造	使用形態	台数
杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場 (杉並区阿佐谷南三丁目 2 番 3 2 号)	敷地面積 102.70 m <sup>2</sup>	1 階 屋根無	定期使用 1 回使用	57 台

<実施の時期等>

- 1 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第 2 項)

(議案第15号)

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、地方自治法に基づき、選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立会人、開票立会人及び投票立会人に対し支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を条例で定めている。

このたび、他区との均衡及び社会経済情勢の変化等を考慮し、選挙長等の報酬の額を改定することとした。

このことに伴い、選挙長等の報酬の額を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

選挙長等の報酬の額を改定する。(別表)

	現行	改定額
選挙長	15,000円	17,000円
開票管理者	15,000円	17,000円
投票管理者 (期日前)	15,000円 (13,000円)	17,000円 (15,000円)
選挙立会人	12,000円	14,000円
開票立会人	12,000円	14,000円
投票立会人 (期日前)	12,000円 (11,000円)	14,000円 (13,000円)
投票管理者(半日) (期日前)	7,500円 (6,500円)	8,500円 (7,500円)
投票立会人(半日) (期日前)	6,000円 (5,500円)	7,000円 (6,500円)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第16号)

(仮称) 天沼保育園建設事業の委託契約の締結について

件名	(仮称) 天沼保育園建設事業の委託契約の締結について
契約の方法	随意契約
契約の相手方	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都住宅政策本部長 榎本正人
契約の金額	617,857,000円(限度額)
契約の目的	本件は、都営住宅の建替えに合わせ、保育園の整備を行うもので、都営住宅との一体的な工事が必要とされることから、東京都住宅政策本部長と締結した協定に基づき、保育園の整備についての委託契約を締結する。
工事概要	構造規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建ての1階部分 面積等 (1) 敷地面積 2,299.40 m <sup>2</sup> (2) 建築面積 1,041.13 m <sup>2</sup> (3) 延床面積 1,744.04 m <sup>2</sup> 保育園部分 約858.85 m <sup>2</sup>  主な諸室 1歳児室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室、 遊戯室、更衣室、調理室、多目的室  外構 園庭
委託期間	契約締結の翌日から令和5年7月14日まで
協定締結日	令和2年12月25日

(議案第17号～20号)

### 令和2年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、緊急を要する経費や新たな事情の変化に伴う経費を計上するとともに、今年度の清算的要素を含む事業について計上するものです。

#### 1. 議案第17号 令和2年度杉並区一般会計補正予算(第12号)

##### 【概要】

補正事業 78事業 (増額19事業、減額57事業、増額・減額共2事業)  
1,430,788千円  
財源更正 5事業

##### 【主な歳出予算】

○施設整備基金積立金 1,207,118千円  
○国民健康保険事業会計繰出金 1,038,946千円  
○障害者自立支援サービス 407,963千円  
○保育施設建設助成 2,218,043千円

##### 【主な歳入予算】

○特別区税 106,223千円  
○地方消費税交付金 △750,000千円  
○国庫支出金 721,216千円  
○都支出金 1,279,527千円

##### 【繰越明許費】

○追加

No.	款	項	事業名	金額
1	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	264千円
2	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	220千円
3	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	高円寺区民事務所の改修	1,644千円
4	都市整備費	都市計画費	耐震改修促進	165,532千円
5	都市整備費	土木建設費	魅力ある歩行者優先の道づくり	25,000千円
6	都市整備費	土木建設費	都市計画道路の整備	69,000千円
7	都市整備費	土木建設費	橋梁の長寿命化と補強・改良 (宮前橋整備工事に係る建設負担金)	5,546千円
8	都市整備費	土木建設費	橋梁の長寿命化と補強・改良 (大松橋整備工事に係る建設負担金)	13,752千円
9	教育費	小学校費	小学校の運営管理	29,271千円
10	教育費	中学校費	中瀬中学校の改築	54,338千円

##### 【債務負担行為】

○追加

No.	事項	期間	限度額
1	橋梁の長寿命化と補強・改良(神通橋整備工事に係る建設負担金)	令和4年度まで	15,000千円
2	橋梁の長寿命化と補強・改良(大松橋整備工事に係る建設負担金)	令和5年度まで	19,000千円
3	橋梁の長寿命化と補強・改良(大成橋整備工事に係る建設負担金)	令和8年度まで	130,000千円

**2. 議案第18号 令和2年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第3号）****【概要】**

補正事業 8事業（増額1事業、減額7事業） △1,312,596千円  
財源更正 2事業

**【主な歳出予算】**

○国民健康保険一般療養の給付 △1,000,000千円  
○保険給付費等交付金償還金 257,772千円

**【主な歳入予算】**

○国民健康保険料 △1,715,333千円  
○都支出金 △1,077,299千円  
○繰入金 1,095,122千円

**3. 議案第19号 令和2年度杉並区介護保険事業会計補正予算（第3号）****【概要】**

補正事業 5事業（増額3事業、減額2事業） 1,599,945千円  
財源更正 3事業

**【主な歳出予算】**

○介護保険給付費準備基金の積立 1,207,909千円  
○過誤納介護保険料の還付 △63,000千円

**【主な歳入予算】**

○繰越金 1,549,192千円  
○繰入金 △100,954千円

**4. 議案第20号 令和2年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）****【概要】**

補正事業 4事業（増額2事業、減額2事業） △221,460千円

**【主な歳出予算】**

○広域連合分賦金 △205,286千円  
○一般会計繰出金 71,906千円

**【主な歳入予算】**

○繰入金 △243,891千円  
○繰越金 87,618千円

## 令和3年度杉並区各会計当初予算

## 1. 令和3年度杉並区一般会計予算

【予算規模】199,025,000千円（前年度比 5,229,000千円、2.7%増）

## 【歳入歳出総括】

## ○歳入

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
特別区税	63,310,054	△ 3,619,592	△ 5.4%
地方譲与税	736,000	△ 60,000	△ 7.5%
利子割交付金	180,000	△ 10,000	△ 5.3%
配当割交付金	960,000	△ 60,000	△ 5.9%
株式等譲渡所得割交付金	1,050,000	490,000	87.5%
地方消費税交付金	11,250,000	△ 1,220,000	△ 9.8%
自動車税環境性能割交付金	170,000	△ 20,000	△ 10.5%
地方特例交付金	348,000	0	0.0%
特別区財政交付金	40,600,000	△ 2,000,000	△ 4.7%
交通安全対策特別交付金	50,000	7,000	16.3%
分担金及び負担金	2,645,295	162,574	6.5%
使用料及び手数料	3,597,327	△ 201,070	△ 5.3%
国庫支出金	33,609,683	3,593,808	12.0%
都支出金	18,201,281	2,273,703	14.3%
財産収入	1,217,093	813,937	201.9%
寄附金	44,891	3,530	8.5%
繰入金	11,777,569	6,250,402	113.1%
繰越金	2,500,000	0	0.0%
諸収入	1,980,307	△ 69,792	△ 3.4%
特別区債	4,797,500	△ 1,105,500	△ 18.7%
合計	199,025,000	5,229,000	2.7%

## ○歳出

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
議会費	799,490	△ 6,247	△ 0.8%
総務費	6,279,015	△ 1,143,010	△ 15.4%
生活経済費	8,357,535	△ 37,888	△ 0.5%
保健福祉費	102,627,291	5,659,141	5.8%
都市整備費	14,045,368	2,729,886	24.1%
環境清掃費	6,768,062	69,533	1.0%
教育費	16,702,621	△ 3,275,293	△ 16.4%
職員費	38,814,634	△ 1,011,619	△ 2.5%
公債費	4,330,982	2,244,497	107.6%
諸支出金	2	0	0.0%
予備費	300,000	0	0.0%
合計	199,025,000	5,229,000	2.7%

【債務負担行為】 23事項 10,308,000千円

【地方債】 11事業 4,797,500千円

## 【基本構想の実現に向けた5つの目標別及び新たな時代を見据えた重点事業】

### ○目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

- ・河川監視カメラのリアルタイム配信等の構築（23,000千円）
- ・発災後3日分の区内備蓄の確保と震災救援所の備蓄品の充実（128,975千円）
- ・停電時に備えた在宅人工呼吸器使用者への自家発電装置等設置支援（1,248千円）

### ○目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

- ・中小事業者への新ビジネススタイル導入支援（47,400千円）
- ・まちのにぎわいと感染防止を両立させた  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連イベントの実施（23,522千円）
- ・荻窪駅をはじめとした地域の特長を活かした住民参画の駅周辺まちづくりの推進（18,165千円）
- ・新たな地域交通網の整備に向けた調査・研究（7,370千円）
- ・「農福連携農園」の全面開園（47,543千円）

### ○目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

- ・公園の整備と多世代が利用できる公園づくりの取組（2,251,969千円）
- ・荻外荘の復原・整備に向けて（33,075千円）
- ・カーボン・ニュートラル実現に向けた取組の推進（41,300千円）
- ・ワンウェイプラスチックや食品ロス削減対策の強化（5,627千円）

### ○目標4 健康長寿と支えあいのまち

- ・全世代対応型の地域共生社会づくりの推進（108千円）
- ・認知症早期発見の取組開始（9,003千円）
- ・障害者の移動に関する事業の見直し・充実（843,538千円）

### ○目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

- ・待機児童ゼロ継続のための認可保育所整備と保育の質の向上（942,328千円）
- ・学童クラブ待機児童対策の推進（898,608千円）
- ・広島への中学生派遣による平和学習の実施（5,201千円）
- ・食を通じた子どもの見守り強化による児童虐待防止対策の充実（9,723千円）
- ・産前・産後のサポート体制の充実（49,824千円）
- ・養育費の確保に向けた支援（932千円）
- ・GIGAスクールの実現によるICT機器の効果的な活用の推進（1,747,272千円）
- ・次世代型科学教育の新たな拠点と多目的に利用できる場の整備（13,100千円）
- ・高円寺図書館の学校跡地への移転に向けた改築準備（27,933千円）
- ・地域区民センター及びコミュニティふらっとの整備による地域コミュニティの活性化（1,881,770千円）

### ○新たな時代を見据えて

- ・杉並の新たな時代を創る「新基本構想」と「新総合計画等」の策定（17,228千円）
- ・区制施行90周年記念事業準備（16,500千円）
- ・行政のデジタル化等の戦略的な推進による区民の利便性の向上と業務の効率化（43,904千円）
- ・杉並が目指す教育の指針「新教育ビジョン」と「新教育ビジョン推進計画」の策定（1,989千円）

【コロナを克服するために】

○安定的な地域医療体制の維持・強化

- ・杉並区受診・相談センターの運営（114,483千円）
- ・区内医療機関への発熱外来等運営及び検体採取体制支援（171,310千円）
- ・移動式バスによるPCR検査と区職員による検査判定の実施（83,683千円）

○区内地域経済の底上げと文化・芸術活動の支援

- ・中小事業者への新ビジネススタイル導入支援（再掲）（47,400千円）
- ・感染拡大防止に取り組む商店街支援（50,000千円）
- ・商工相談窓口の拡充と金融機関に対する利子補給等の継続による中小企業支援（157,124千円）
- ・文化・芸術の「場」と「活動」の支援（すぎなみアート応援事業第2弾の実施）（43,920千円）

○その他新型コロナウイルス感染症対策の取組

- ・まちなのにぎわいと感染防止を両立させた  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連イベントの実施（再掲）（23,522千円）
- ・介護者等の感染時における障害者・高齢者等への生活支援（23,477千円）
- ・福祉施設等従事者へのPCR検査の実施（28,620千円）

2. 令和3年度杉並区各特別会計予算

（国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計）

会計	予算額	対前年度比	
国民健康保険事業会計	52,236,854	△ 437,353	△ 0.8%
介護保険事業会計	43,865,463	△ 3,124,233	△ 6.6%
後期高齢者医療事業会計	14,051,890	△ 117,414	△ 0.8%